

帯広市都市公園移動等円滑化基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第 20 号

帯広市都市公園移動等円滑化基準条例の一部を改正する条例

帯広市都市公園移動等円滑化基準条例（平成24年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号キ中「令第21条第 2 項第 1 号」を「令第22条第 2 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。